

平成26年商業統計調査結果

調査の概要

1 調査の目的

全国の卸売業、小売業を営む事業所の商業活動の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施している。

3 調査の沿革

昭和27年から実施している周期調査であるが、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年（調査の2年後）に簡易な調査を実施している。

なお、経済センサスの創設に伴い、商業統計調査は経済センサス-活動調査実施年の2年後に実施することとなり、今回は総務省所管の経済センサス-基礎調査との同時調査（一体的）により実施した。

4 調査の期日

平成26年7月1日現在

5 調査の対象

日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる「大分類I-卸売業・小売業」に属する事業所を対象とした。

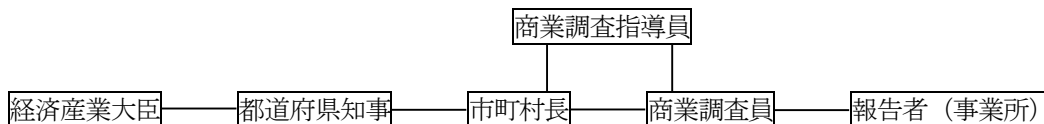
調査は、民営の事業所を対象とした。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、また、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ・インターネット販売などの事業所も調査の対象とした。

なお、調査期日に休業若しくは清算中、季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とした。

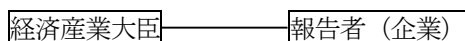
6 調査の方法及び経路

商業統計調査の調査方法及び調査経路は、以下のとおり。

- (1) 報告者（事業所）が自ら調査員によって配布された調査票に記入（自計方式）し、調査員が回収する又はオンライン提出による調査員調査方式



- (2) 商業事業所の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省へ郵送又はオンラインにより提出する本社等一括調査方式



7 主な調査事項

ア 名称、電話番号、所在地、郵便番号	イ 経営組織
ウ 本店・支店の別	エ 事業所の開設時期
オ 従業者数等	カ 年間商品販売額等
キ セルフサービス方式採用の有無	ク 売場面積
ケ 営業時間等	コ 来客用駐車場の有無及び収容台数
サ チェーン組織への加盟の有無	

8 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所すなわち一区画を占めて、「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所

(2) 卸売業

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所
(卸売商、問屋、商社、貿易商、買継商、仲買人、農産物集荷業など)

(3) 小売業

個人又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所
(製造した商品在那个場所で個人又は家庭用消費者に販売する製造小売事業所(例えば、菓子店、パン屋など)、ガソリンスタンドはすべて小売業)
また、主として無店舗販売を行う事業所も対象

(4) 従業者

平成26年7月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者をいう。従業者とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計

(5) 年間商品販売額

平成25年1月から12月までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

(6) その他の収入額

平成25年1月から12月までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業活動以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

なお、「製造業出荷額」とは、自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額、受託製造の加工賃収入額。「飲食部門収入額」とは、客の注文に応じ調理した飲食料品等を提供したことによる収入額。「サービス業収入額」とは、販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、宅配便取次手数料などのサービスの提供に対する収入額。

(7) 売場面積（小売業のみ）

事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積

ただし、次の事業所の売場面積は、調査対象外

牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業

(8) セルフサービス方式採用（小売業のみ）

売場面積の50%以上で、次の3つの条件を全て備えるもの

ア 客が値札等により各商品の値段が判るような表示方法をとっていること

- イ 店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること
- ウ 売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること

(9) 来客用駐車場（小売業のみ）

平成 26 年 7 月 1 日現在で、来客用の自動車を一時的に保管できる場所をいう。
なお、ガソリンスタンドについては調査を行っていない。

(10) 営業時間（小売業のみ）

原則、平成 26 年 7 月 1 日現在の通常の開店、閉店時刻

利 用 上 の 注 意

- 1 この調査結果は、北海道の集計結果であり、経済産業省から公表される数値と相違する場合がある。
- 2 数値については、単位未満を四捨五入のため、内訳と合計が一致しないことがある。
- 3 統計表中の記号については次のとおり。
 - ・「－」は該当数値がないもの又は調査していないもの
 - ・「0」は表章単位に満たないもの
 - ・「△」はマイナスの数値
 - ・「χ」は事業所数が 1 又は 2 に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、事業所数が 3 以上に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。
- 4 その他留意点
 - (1) 確報における集計対象事業所
産業大分類「I－卸売業，小売業」に格付けられた事業所のうち、以下の全てに該当する事業所について集計した。
 - ・ 管理，補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・ 産業細分類の格付に必要な事項の数値が得られた事業所であること
 - (2) 第 1 表～第 5 表において、「平成 24 年」の数値は「平成 24 年経済センサス - 活動調査（産業別集計（卸売業・小売業）」である。
 - (3) 増減率
統計表中の「増減率」については、平成 24 年、平成 26 年ともに、上記（1）に該当する集計値により算出した値となることに留意する必要がある。
 - (4) 「個人」には「法人でない団体」を含む。